

那須烏山市障がい者福祉計画

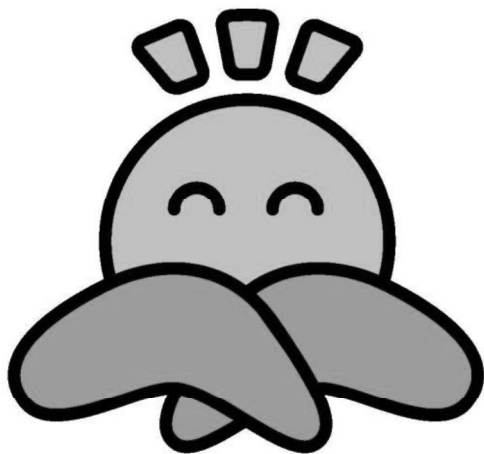
第4期那須烏山市障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

第7期那須烏山市障がい福祉計画及び第3期那須烏山市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

＜概要版＞



令和6年3月

那須烏山市

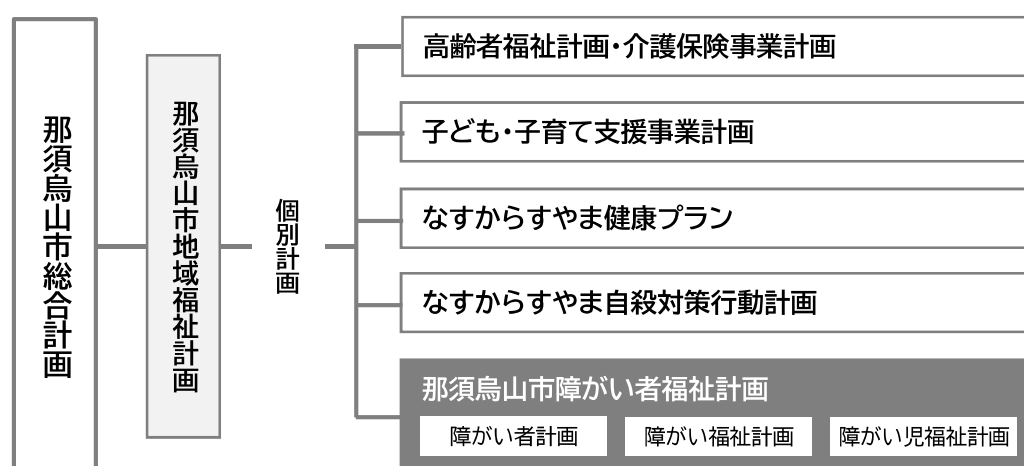
□ 計画の位置づけ

「那須烏山市障がい者福祉計画」は、以下に示す本市の最上位計画（那須烏山市総合計画）と上位計画（那須烏山市地域福祉計画）の内容との整合を図りながら、本市の福祉分野の個別計画の一つとして策定するものです。

「那須烏山市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を踏まえ、本市の障がい者施策に関する基本的な方向性を定める計画です。

「那須烏山市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画です。

「那須烏山市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、障がい児サービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための計画です。



□ 計画の期間

3つの計画のうち、第4期那須烏山市障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期那須烏山市障がい福祉計画及び第3期那須烏山市障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
那須烏山市総合計画	第3次:5か年計画						
那須烏山市地域福祉計画	第4期:5か年計画						
障がい者計画	第3期	第4期:6か年計画					
障がい福祉計画	第6期	第7期:3か年計画					
障がい児福祉計画	第2期	第3期:3か年計画					

I 第4期那須烏山市障がい者計画

1 計画の基本理念

本計画においては、本市の福祉の上位計画にあたる「那須烏山市地域福祉計画」に位置づけられる基本理念を踏襲するものとし、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものとします。

-基本理念-

だれもがともに支え合う 地域共生のまちづくり

2 計画の基本目標

国の「障害者基本計画(第5次)」では、基本理念として「障害者が社会のあらゆる活動に参加、自己実現の支援」を位置づけ、県の「とちぎ障害者プラン21(2024～2028)」では、基本目標として「障害者の自立と社会参加、共生社会の実現」を目指すものとしています。

本計画においては、こうした国・県の考え方に即しつつ、本市のこれまでの障がい福祉施策の継続性や推進体制なども考慮し、前計画を踏襲した基本目標を以下のとおり定めます。

-基本目標-

だれもが 身近な地域で
あらゆる活動や 安心した生活ができる
共生の地域社会

合わせて、本市では、本計画に掲げる施策や取組などを進めるにあたり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた SDGs の視点を考慮し、その達成に貢献していくものとします。

-本計画に関連する主な SDGs-



3 施策の体系

基本理念

基本目標

だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり

だれもが身近な地域であらゆる活動や安心した生活ができる共生の地域社会



基本方針

①

ふれあいと交流の関係づくり

施策の展開

①-1

権利擁護・差別の解消・虐待の防止

施策の展開

①-2

ボランティア活動の推進

基本方針

②

健やかに暮らせる環境づくり

施策の展開

②-1

保健・医療の充実

施策の展開

②-2

療育・教育の充実

基本方針

③

生活を支える体制づくり

施策の展開

③-1

相談・支援体制の充実

施策の展開

③-2

情報アクセシビリティの向上

施策の展開

③-3

障がい福祉サービス事業の充実

基本方針

④

快適で暮らしやすいまちづくり

施策の展開

④-1

住宅・生活環境の整備

施策の展開

④-2

バリアフリー・移動支援

施策の展開

④-3

防災・防犯・緊急時対策

基本方針

⑤

一人ひとりの生きがいづくり

施策の展開

⑤-1

就労支援

施策の展開

⑤-2

活躍支援の充実

取組内容

施策の展開

①-1

◎成年後見制度の周知・利用促進 ◎法人後見事業の促進 ◎日常生活自立支援事業の周知
◎障がい者差別解消の推進 ◎障がい者理解促進に向けた啓発活動
◎幼児教育・学校教育における福祉・人権学習の機会の充実
◎地域の見守り活動等による虐待の早期発見 ◎虐待を受けた障がい（児）者への迅速な保護体制の充実

施策の展開

①-2

◎小地域見守り支え合い活動の推進 ◎ボランティア育成講座の実施 ◎ボランティア情報の発信
◎多様な主体の交流・連携の強化 ◎各関係団体への情報提供

施策の展開

②-1

◎高齢者・障がい者・児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携強化
◎安心して医療サービスが受けられる体制づくり ◎教育・保健・福祉・医療の連携強化

施策の展開

②-2

◎健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練の実施 ◎教育・保健・福祉・医療の連携強化【再掲】
◎早期療育体制の整備 ◎心理士等の専門スタッフによる保育園・幼稚園等の訪問や個別相談
◎相談支援ファイルの作成 ◎インクルーシブ教育の推進

施策の展開

③-1

◎相談窓口の周知及び充実 ◎障がい児に向けた相談窓口の強化 ◎相談受付職員の研修の実施
◎障がい者相談支援センターにおけるケアマネジメント体制の強化 ◎基幹相談支援センターの設置

施策の展開

③-2

◎障がい特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の充実

施策の展開

③-3

◎介護者の負担軽減に向けた支援の検討 ◎障がい福祉サービス制度の啓発活動 ◎各種福祉手当の支給
◎自立支援協議会の機能強化 ◎サービス提供事業者の確保と研修の実施 ◎地域移行の推進
◎高齢者・障がい者・児童等の分け隔てない総合的なワンストップ提供体制の推進

施策の展開

④-1

◎空き家を活用した住まいの確保（単身高齢者・障がい者・低所得者向け）
◎精神障がい者の施設等の充実

施策の展開

④-2

◎ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備・改修
◎福祉タクシー・外出支援サービス・デマンド交通の充実

施策の展開

④-3

◎小地域見守り支え合い活動の推進【再掲】 ◎災害時要支援者対策の実施 ◎福祉避難所の確保

施策の展開

⑤-1

◎関係機関等との連携による就労支援策の充実 ◎雇用者の福祉に関する理解の促進
◎障がい者支援施設への優先発注

施策の展開

⑤-2

◎スポーツ・文化芸術活動の促進 ◎社会参加体験講座の実施 ◎当事者団体・組織の活動支援
◎引きこもり支援（交流の場・居場所づくり等）の推進

Ⅱ 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

□ 計画の構成

① 障がい福祉の充実のための成果指標

i.福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ◎地域生活移行者数 ◎入所者数 ◎削減数

ii.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ◎保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

iii.地域生活支援の充実

- ◎地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討
- ◎強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

iv.福祉施設から一般就労への移行等

- ◎一般就労への移行者数（就労移行支援事業利用者数、就労継続支援 A 型事業利用者数、就労継続支援 B 型事業利用者数の内訳）
- ◎就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所
- ◎就労定着支援事業における利用者数 ◎就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所

v.障がい児支援の提供体制の整備等

- ◎児童発達支援センターの設置 ◎保育所等訪問支援の体制整備
- ◎主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
- ◎医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

vi.相談支援体制の充実・強化等

- ◎基幹相談支援センターの設置
- ◎協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施

vii.障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ◎障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ◎障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

② 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

i. 訪問系サービス

○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援

ii. 日中活動系サービス

○福祉型短期入所 ○福祉型短期入所（強化） ○医療型短期入所 ○療養介護
○生活介護

iii. 施設系サービス

○施設入所支援

iv. 居住支援系サービス

○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム）

v. 訓練系・就労系サービス

○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援
○就労継続支援 A 型 ○就労継続支援 B 型 ○就労定着支援 ○就労選択支援

③ 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

i. 障がい児通所系サービス

○児童発達支援 ○放課後等デイサービス

ii. 障がい児訪問系サービス

○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援

④ 相談支援サービスの見込量と確保方策

i. 相談支援サービス

○計画相談支援 ○障害児相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

⑤ 地域生活支援事業の見込量と確保方策

- 理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業 ○地域活動支援センター ○その他の事業